

12 事業資金の融資等を受けたい場合

1 融資に関する相談をしたいとき

◎ 県の金融相談窓口

内 容	経営環境の変化等の影響を受けている中小企業の資金繰りや創業、経営革新、雇用拡大などを図る中小企業の資金調達に関する相談に対応し、県費預託融資制度等の金融支援制度の紹介などを行います。
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321

2 資金の借入れをお考えのとき

◎ 政府系金融機関の融資

内 容	・ 民間中小金融を補完するため、中小企業に対して直接融資を実施しています。 日本政策金融公庫 中小企業事業：近代化・合理化のための長期の設備・運転資金を供給 国民生活事業：小規模零細企業に対する融資を担当 ・ さらに、中小企業政策の目的に沿った、いわゆる政策金融として、各種の特別貸付制度を設け、一般融資よりも金利などの条件面で優遇した融資を実施しています。
窓 口	日本政策金融公庫

◎ 県費預託融資制度

内 容	中小企業に対する資金供給の円滑化を目的に実施している長期・低利の融資制度です。 ※ 融資対象・限度額・利率・期間は、各制度により異なります（P82～83の一覧表参照）。
対 象	県内に事業所を有し、原則として引き続き1年以上、同一事業（信用保証協会の保証対象業種）を営んでいる方が利用できます。
U R L	https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168587452727.html 
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 ◆取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、 西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、 香川銀行、トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、 しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、 備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合、笠岡信用組合 商工組合中央金庫

◎ 無担保スピード保証融資制度

内 容	中小企業者の運転資金を、無担保・第三者保証人不要で迅速に融資します。
対 象	直近2期の決算書（個人事業主は青色申告書）を提出できることなどの要件を満たす方が利用できます。
限 度 額	3,000万円（運転資金及び簡易な設備資金）
利 率 等	貸 出 利 率：金融機関所定金利（固定金利又は変動金利：4.0%以下） 信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率A適用）
融資期間	10年（据置6か月）
窓 口	経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321 ◆取扱金融機関 広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、 西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、 トマト銀行、りそな銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、 しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合、 備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、笠岡信用組合、商工組合中央金庫

3 借入れのための信用保証が必要なとき

◎ 広島県信用保証協会の信用保証

内 容	広島県信用保証協会は、県内の中小企業が金融機関から事業に必要な資金を借り入れる際に、その債務を保証することにより、中小企業の事業資金の借入れを円滑にすることを目的として設立された公的な保証機関です。 信用保証協会の信用保証を利用することにより、融資が受けやすくなる、融資枠が拡大される、担保物件を有効に活用できるなどのメリットがあります。
窓 口	広島県信用保証協会本所 TEL 082-228-5501 及び 各支所

4 集団化・共同化をお考えのとき（高度化資金の利用）

内 容	中小企業者が共同して設立した組合が工場団地・ショッピングセンターなどを建設する事業、もしくは第三セクター・商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、「計画の診断」「融資」を実施します。
対 象	・ 集団化事業（工場・卸・トラック団地等） ・ 施設集約化事業（ショッピングセンター等） ・ 共同施設事業（共同加工場、アーケード・カラー舗装等） ・ 支援事業（コミュニティーホールを併設したショッピングセンター等） ・ その他（アスベスト対策等）
償還期間	20年以内（うち据置3年以内）
金 利	0.2%（令和7年度）又は無利子 ※金融機関保証が必要です。
窓 口	経営革新課 貸付管理グループ TEL 082-513-3323

☆高度化事業のねらい

- ① 工場・店舗の集団移転による立地環境の改善
- ② グループ化による体質の強化（新鋭設備の導入等）
- ③ 経済環境変化への適応

☆企業連携支援アドバイザー

独立行政法人中小企業基盤整備機構で登録しているアドバイザーにより、高度化事業実施計画書づくりなどについてのアドバイスが受けられます。
[内容] 高度化全事業に係る初期助言、計画助言、運営助言

5 広島県制度融資一覧

◆県費預託融資制度一覧

【表示している貸出利率は、令和7年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。】

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途 ・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
					信用 保証付	信用 保証なし	
経営安定融資	① 一般資金	中小企業者・組合等	中小企業者 9, 000万円 組合等 12, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)	【3年以内】 1. 6 【5年以内】 1. 8 【10年以内】 2. 0	左記に +0. 3	料率A
	② 流動資産担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者 【流動資産担保融資保証適用】	3, 000万円	運転・設備 1年	1. 6	—	年0. 68%
小規模融資	③ 小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合、小規模な企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証※の対象となる者 ※特別小口保証利用の場合は、租税を完納していること	2, 000万円	運転※・設備 10年(6月) ※特別小口保証適用時は 運転7年(6月)	【3年以内】 1. 1 【5年以内】 1. 3 【10年以内】 1. 5	—	料率B※ ※特別小口保証適用時は 年0. 6%
	④ 無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備 10年(6月)			料率B
緊急対応融資	⑤ セーフティネット資金 (国指定)	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故、災害又は取引金融機関の破綻によって影響を受けている者 【経営安定関連保証1～4号、6号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	中小企業者 8, 000万円 組合等 16, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可		—	年0. 7%
		イ 全国的な大規模経済危機・災害等の影響を受けている者 【危機関連保証適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要		運転・設備 10年(2年)			
		ウ 激甚災害を受けたことについて市町の証明(り災証明)のある者 【災害関係保証適用】		運 転 10年(1年) 設 備 10年(3年)			
	⑥ 自然災害・倒産防止等資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の証明(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4, 000万円 組合等 8, 000万円	運 転 10年(1年) 設 備※10年(3年) ※災害時のみ利用可	【3年以内】 0. 9 【5年以内】 1. 1 【10年以内】 1. 3	左記に +0. 3	料率B
	⑦ 緊急経営基盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みのある者 イ 経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業活性化協議会)の推薦を受けた者 ウ 国が認定した事業活動に著しい支障を生じている業種であって、経営の安定に支障を生じている者 【経営安定関連保証5号適用※】 ※事業所の所在地を管轄する市町の認定が必要	4, 000万円	運 転 10年(1年)	1. 1 【10年以内】 1. 3	左記に +0. 3	料率B※ ※経営安定関連保証適用時は 年0. 7%
	⑧ 借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	8, 000万円 (うち新規運転資金 4, 000万円)	借 換※ 10年(1年) ※新規の運転資金も可		—	
	⑨ 事業再生支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業活性化協議会及び金融機関)の支援を受けて策定した計画に基づき経営改善等に取り組み、経営支援機関等から推薦を受けた者であって、一定の財務要件等を満たす者 イ 保証付き既往借入金について返済条件の緩和を行っており、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者 【条件変更改善型借換保証適用】 ウ 中小企業活性化協議会等の指導・助言又は経営サポート会議による検討等により作成された事業再生計画に従って事業再生に取り組む者 【事業再生計画実施関連保証適用】	20, 000万円 (うち新規運転資金 4, 000万円)	借換・運転・設備 10年(1年)	金融機関 所定	—	料率B
⑩ 特別資金	緊急対応が必要であるとして知事が定める者		知事が別に定める				
産業支援融資	⑪ 創業支援資金	次のいずれかに該当する者 ・ 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している個人又は中小企業者である会社 ・ 創業した日から5年未満である中小企業者等 ・ 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 ・ 個人が新たに事業を開始後に法人成りし、個人事業開始後5年未満の中小企業者 【創業関連保証等適用】	3, 500万円	運転・設備 10年(1年)	【3年以内】 0. 9 (0. 6) 【5年以内】 1. 1 (0. 8) 【10年以内】 1. 3 (1. 0) ※()は設備	—	年0. 63% 又は 年0. 81%

(注)1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。

2 設備資金に運転資金を加え、一体として融資実行する場合は、運転資金の貸出利率・融資期間等を適用します。

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (固定金利、%/年)		信用保証 料率
				信用 保証付	信用 保証なし	
産業 支援 融資	⑫ 事業承継 支援資金 次のいずれかに該当する中小企業者等 ア 事業承継に関する認定を受けた者及びその代表者個人 【経営承継関連保証等適用】 イ 次のいずれかに該当し、かつ一定の財務要件を満たす者 【事業承継特別保証適用】 (ア) 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (イ) 一定の期間内に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの	20,000万円 (うち新規運転資金 6,000万円)	<u>運 転</u> ※ 10年(1年) <u>設 備</u> 15年(1年) ※認定内容によっては借換も可 借換・運転・設備※ 10年(1年) ※対象者(イ)は借換のみ		—	料率C ※一定の要件を満たす者は料率Dを適用
	⑬ 事業活動 支援資金 次のいずれかに該当する中小企業者・組合・特定事業者等 ア 次のいずれかの事業を行おうとする者又は該当する者 (ア) 「経営革新計画」「経営力向上計画」の承認若しくは認定を受けた事業 (イ) 「先端設備等導入計画」「事業継続力強化計画」「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業 (ウ) 新分野へ進出(事業転換・多角化)するための事業 (エ) 中心市街地活性化法・地域商店街活性化法の認定を受けた事業 (オ) 県内の公的産業団地への新規進出 (カ) 「地域経済牽引計画」の承認を受けた事業 (キ) 県内に事業所を有する又は県外企業で新たに事業所を設ける者のうち「ひろしまユニコーン10プロジェクト」「ひろしまサンドボックス」に採択された者、「広島県企業立地促進助成制度」による助成金の奨励指定又は交付決定を受けた者 イ (公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業成長プラン策定支援事業」による評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	<u>運 転</u> 10年(3年) <u>設 備</u> 15年(3年)	【3年以内】 1. 1 (0. 8) 【5年以内】 1. 3 (1. 0) 【10年以内】 1. 5 (1. 2) 【10年超】 — (1. 4) ※()は設備	左記に +0. 3	料率C
	⑭ 新成長分野 支援資金 成長分野(健康・医療関連、環境・エネルギー、航空機関連、観光分野)の事業を行い、設備投資等により売上高又は販売数量の増加を図る中小企業者・組合等	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	<u>運 転</u> 10年(3年) <u>設 備</u> 15年(3年)			
	⑮ デジタル投資 促進資金 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 業務効率化などによる生産性向上に向けたITツールの導入を行う者 イ デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築や販路の開拓・拡大等に取り組む者 ウ ア、イの実践に向けて、ITコンサルタント等の外部人材の活用や人材育成に取り組む者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	<u>運 転</u> 10年(3年) <u>設 備</u> 15年(3年)			
労働 支援 融資	⑯ 雇用促進等 支援資金 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 新たに正社員を雇用(非正社員からの転換を含む)する者 イ 新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 ウ 障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者 エ 最低賃金を引上げる者	7,000万円	<u>運 転</u> 10年(1年) <u>設 備</u> 10年(3年)	【3年以内】 1. 1 (0. 8) 【5年以内】 1. 3 (1. 0) 【10年以内】 1. 5 (1. 2) ※()は設備	左記に +0. 3	料率C
	⑰ 人的資本経営 推進資金 次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ア 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者 イ 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者 ウ 「働き方改革実施企業」に該当する者 エ 「広島県リスクリリング推進宣言企業」に該当する者 オ 「人的資本経営推進企業」に該当する者	7,000万円	<u>運 転</u> 10年(1年) <u>設 備</u> 10年(3年)			

◆無担保スピード保証融資制度

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途・ 融資(据置)期間	貸出利率 (%/年)	信用保証 料率
⑩ 無担保スピード 保証融資	次のすべてを満たす中小企業者 ・ 県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること ・ 引き続き1年以上同一事業を行っていること ・ 申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること ・ 直近2期の決算書等を提出できること ・ 信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること 等	3,000万円 ※運転資金は、原則として直近決算の平均月商の3か月以内 ※新型コロナウイルス感染症対応資金及び事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を除く総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として直近決算の年商以内	<u>運転・簡易な設備</u> 10年(6月)	金融機関所定 (固定・変動 4. 0%以下)	料率A

◆信用保証料率

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	備 考
料率A	1. 90	1. 75	1. 55	1. 35	1. 15	1. 00	0. 80	0. 60	0. 45	基本保証料率
料率B	1. 23	1. 13	1. 08	0. 94	0. 86	0. 75	0. 60	0. 54	0. 40	広島県及び広島県信用保証協会の負担により引き下げた料率
料率C	1. 04	0. 96	0. 92	0. 80	0. 74	0. 65	0. 52	0. 48	0. 35	
料率D	0. 95	0. 80	0. 65	0. 50	0. 40	0. 30	0. 20	0. 10	0. 00	

(注)1 令和7年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更する場合があります。

2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。

3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、+0. 25%又は+0. 45%。

別表（取扱金融機関）

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀 行 等	商 工 組 合 中 央 金 庫	
	広 島 銀 行	
	も み じ 銀 行	
	中 国 銀 行	
	山 口 銀 行	
	伊 予 銀 行	
	四 国 銀 行	
	西 日 本 シ テ ィ 銀 行	
	山 陰 合 同 銀 行	
	西 京 銀 行	
	鳥 取 銀 行	—
	百 十 四 銀 行	
	愛 媛 銀 行	
	香 川 銀 行	
	ト マ ト 銀 行	
	り そ な 銀 行	
信 用 金 庫	広 島 信 用 金 庫	
	呉 信 用 金 庫	
	しまなみ信用金庫	
	広島みどり信用金庫	
信 用 組 合	広 島 市 信 用 組 合	
	広 島 県 信 用 組 合	
	備 後 信 用 組 合	
	両 備 信 用 組 合	
	信 用 組 合 広 島 商 銀	
	笠 岡 信 用 組 合	
	朝 銀 西 信 用 組 合	—